

マージン率に係る情報提供

株式会社八戸インスペクションエンジニアリング

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)

1. 派遣労働者の数 (報告対象期末日)	2 人
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	2 件
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 (1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))	34, 536 円
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))	15, 232 円
5. マージン率	56%
6. 教育訓練に関する事項	安全衛生教育、派遣前教育、資格取得教育他
7. その他労働派遣事業の業務に関し参考となる事項 (1) 派遣者賃金には有給休暇取得時の賃金を含みます。 (2) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用 (一般・特殊)、福利厚生費用 退職金引当金、賞与引当金、出張旅費等含みます。	